

○佐世保工業高等専門学校創立50周年記念館規程

(平成27年 1月20日制定)

(設置)

第1条 佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教職員、同窓生、元教職員及び学生、並びに本校と連携・協力する学外関係者及び一般市民の利用に供することにより、その交流等を図り、併せて本校の歴史を物語る諸資料等を展示し、もって本校の教育研究の進展に寄与するため、本校に佐世保工業高等専門学校創立50周年記念館（以下「記念館」という。）を置く。

2 この記念館は、「八角堂」を愛称とする。

(施設)

第2条 記念館に、展示室等を置く。

(管理運営の責任者)

第3条 記念館の管理運営の責任者は、校長とする。

2 責任者は、記念館の業務を統轄する。

(管理運営の副責任者)

第4条 記念館に副責任者を置き、教務主事をもって充てる。

2 副責任者は、責任者に事故があるときは、その職務を代行する。

(開館時間)

第5条 記念館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、校長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 記念館の休館日は、次のとおりとする。

一 土曜日及び日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 12月27日から翌年1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、校長が特に必要と認めたときは、臨時に開館又は休館することができる。

(損害賠償の義務)

第7条 利用者がその責めに帰すべき事由により記念館の施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(事務)

第8条 記念館の管理運営に関する事務は、総務課総務係において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、記念館の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年 1月20日から施行する。